

保護者のための

相談の手引き

～学校と家庭のパートナーシップづくりのために～



ようがの学び舎
世田谷区立用賀中学校
世田谷区立用賀中学校P T A

はじめに

世田谷区立用賀中学校 校長
同 PTA 会長

「チームようがでつながろう！」は本校 PTA のテーマです。このテーマは以前から継続しています。この「チームようが」という概念は保護者間のつながりだけではありません。

世田谷区に限らず全国的に学校と保護者の関係が取りざたされています。「保護者対応」なる言葉が生まれ、マニュアル本までが出版されています。

また学校関係者評価では、どこの学校でも「相談のしやすさ」という項目に課題が見られます。

本来、保護者と教員はともに生徒を育てるチームメートであるべきです。子どもの現状について率直に話し合い、成長を促すのが両者共通の使命です。この場合の子どもとは我が子だけでなく、我が子を取り巻く集団も含まれると思います。

良好なパートナーシップを築くため、この手引きを活用していただければ幸いです。

ここでは学校生活で想定される、いろいろな問題についての相談方法をまとめてみました。

1 成績についての相談

学期末に多いのが成績に関する問い合わせです。中学校は教科担任制なので、直接教科担当にお問い合わせいただくのがいいですが、担任を通して聞くことも可能です。

ただ生徒の話と実際の様子が食い違うことが多くあります。子どもの言い訳をうのみにせず、教科の先生の説明をよく聞きましょう。

教科の成績は評価基準をもとに複数の材料から算出しています。3つの観点（国語のみ5観点）を3段階で評価し、それを5段階の評定に換算します。（例：5は90%以上の達成率）

どの教科も定期考査の成績だけで評価はしていません。特に実技教科は定期考査の得点以上に実技や作品の完成度が重視されます。

今後は入試制度も大きく変わり、知識重視の傾向から思考力や表現力などを重視する方向に変わります。



2 トラブルについての相談

学校生活の中で生徒間のトラブルはつきものです。重大ないじめや犯罪に近いものはともかく、それ以外はトラブルを通して生徒が人間的に成長する貴重な機会ととらえて解決にあたっていきたいものです。

トラブルに際して、子どもは当然自己弁護をします。子どもの話をよく聞いた上で、学校に相談しましょう。中学校は学年という「チーム」で指導します。相談の窓口は担任または学年主任となります。生活指導主任でも結構です。学校では関係者全員にヒアリングをし、その結果をすり合わせて、トラブルの全体像を把握し、関係者間で謝罪を行うようにします。

重大な被害があった場合をのぞき、教師も保護者も「子どもの成長」という観点から「大人の立ち位置」で解決に努めたいものです。

最近多いのがSNSのトラブルです。子どもにスマホを持たせたら、そのリスクは覚悟しなければなりません。ただスマホを持たせるということは親子の契約行為です。各家庭で必ず約束事を決めて、トラブルに関与したら取り上げるなどのペナルティを課すことも必要です。



3 進路についての相談

生徒や保護者にとって、重大な関心事が進路です。進路とは入試のことだけではありません。中学校では「キャリア教育」という観点から指導を行います。「用賀で育てる4つの力」もその一環です。

ただ入試に関する情報が必要なのも確かです。初めて高校入試を迎える保護者は誰に相談すればよいかお困りでしょう。

相談の窓口としては進路指導主任、学年主任、担任などがいいでしょう。相談しやすい教員にご相談ください。現在の成績でどんな進路が可能か、今後はどんな対策をとったらよいかアドバイスできます。

三者面談期間に限らず、気軽にご連絡ください。



4 給食費や教材費についての相談

学校に支払う費用の代表的なものは、給食費と教材費です。

平成29年度から給食費は公会計化となり、区が徴収します。ただし学校には給食主任と栄養士がおります。ご不明の点はこちらにお問い合わせください。

教材費は学年ごとに徴収いたします。給食費公会計化に伴い、従来の引き落としができなくなるため、各学年の口座に直接振り込んでいただきます。各学年に会計担当の教員がいます。お問い合わせは会計担当または担任までお願いいたします。

なお就学援助や学割、各種証明書は事務室で扱っております。事務担当者にお問い合わせください。



5 部活動についての相談

生徒にとって部活動は重大関心事です。部活動が学校生活充実の力をにぎっているといっても過言ではありません。ただし興味・関心、得意・不得意、適性、体力、他の習い事等とのバランスを総合的に見極めて参加してほしいと思います。部活動は自由参加ですから、顧問の方針に基づいて行われます。

「オーダーメイド」の部活動はできません。

部活についての相談はやはり顧問の教員が望ましいですが、内容によっては担任や学年主任も可能です。



6 健康や精神面についての相談

思春期は不安定な時期です。心も体も変調をきたすこともあります。不登校などに発展する場合があります。子どもの状況を早めに把握し、対応したいものです。

学校には養護教諭とスクールカウンセラーがいます。心や体の相談はこの両者が望ましいでしょう。状況によっては区の相談室や関係諸機関と連携していきます。何か心配なことがある場合は気軽にご相談ください。スクールカウンセラーには直通電話もあります。保護者のみの相談も可能です。

スクールカウンセラー直通電話 03-3700-2686
なおカウンセラーは週2日の勤務です。



7 その他の相談

上記の件は、まずはそれぞれの担当に相談することが望ましいです。小学校などで学校によっては、何でもすぐに管理職にというところがあるようですが、企業でも最初から社長が対応する会社はありません。

しかし上記以外の件で誰に相談したらよいかわからないもの、命や犯罪に関わるような重大事は、直接管理職に連絡した方がよい場合もあります。そのあたりは「大人の判断」をお願いいたします。

教育委員会へ相談する方法もあります。ただ内容によっては、「学校とよくお話しください。」と言われるかもしれません。やはり学校の担当者や場合によっては管理職とじっくり相談することが必要です。

なお教員は授業に出ていること多く、日中は電話に出づらいため夕方にお電話いただくか、または電話に出た者に授業のない時間をお問い合わせください。

8 終わりに

学校と保護者の良好な関係づくりのためにこの手引きを作りました。

もちろん完全なものではありません。教員も保護者も共通の願いは子どもの健全育成です。お互いに手を取り合って子どもの育成に努めていきましょう。

